

資循 第 605 号
県く 第 786 号
畜 第 1285 号
平成23年 3月14日

各市町村長 様

岩手県環境生活部長

岩手県農林水産部長

家畜の死体の特例的な処理について

東北地方太平洋沖地震により、県内全域で、家畜死体の運搬や化製処理が困難な事例が確認されています。

つきましては、家畜死体を運搬できない場合や化製処理できない場合等には、特例的に、別紙のとおり対応することとしましたので、家畜生産者への周知及び指導をお願いいたします。

(担当)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること

資源循環推進課 廃棄物対策担当課長 松本実 TEL 019-629-5365

化製場等に関する法律に関すること

県民くらしの安全課 主任主査 高橋孝嗣 TEL 019-629-5322

家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に関すること

畜産課 主任 関慶久 TEL 019-629-5729

資循 第 605 号
県く 第 786 号
畜 第 1285 号
平成23年 3月14日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
岩手県農業共済組合連合会会長理事
岩手県家畜商業協同組合理事長
社団法人岩手県畜産協会会長理事
社団法人岩手県獣医師会会長
株式会社岩手畜産流通センター代表取締役社長
岩手県中央酪農業協同組合代表理事組合長
社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会理事長
岩手県養豚振興会会長
岩手県チキン協同組合理事長
岩手県鶏卵販売農業協同組合代表理事組合長
岩手県養鶏協会会長

様

岩手県環境生活部長

岩手県農林水産部長

家畜の死体の特例的な処理について

東北地方太平洋沖地震により、県内全域で、家畜死体の運搬や化製処理が困難な事例が確認されています。

つきましては、家畜死体を運搬できない場合や化製処理できない場合等には、特例的に、別紙のとおり対応することとしましたので、会員への周知及び指導をお願いいたします。

(担当)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること

資源循環推進課 廃棄物対策担当課長 松本実 TEL 019-629-5365

化製場等に関する法律に関すること

県民くらしの安全課 主任主査 高橋孝嗣 TEL 019-629-5322

家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に関すること

畜産課 主任 関慶久 TEL 019-629-5729

家畜の死体の処理について

通常行っていた家畜死体の運搬や化製処理が困難な場合、体制が整うまでの間、次により対応すること。

1 災害等が原因で既に死亡している家畜の処理について

(1) 牛、馬、豚、めん羊及び山羊の場合

市町村の許可を得て、埋却処理を行なうこと。

(根拠)

● 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）

第 1 条 この法律で、「獣畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。

第 2 条第 2 項 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行つてはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

● 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成 11 年 12 月 17 日岩手県条例第 62 号）

第 2 条 市町村が処理することとする事務は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

別表第 1（第 2 条関係）

3 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務

(1) 法第 2 条第 2 項ただし書の死亡獣畜の死亡獣畜取扱場以外での解体、埋却又は焼却の許可

(2) (1)以外の家畜（鶏等の家きん、しか等）の場合

保健所に次の事項を届出の上、農場敷地内等に、埋却を行なうこと

- ① 処理する理由（水死、飼料の枯渇による餓死、畜舎倒壊による圧死等）
- ② 処理する頭羽数
- ③ 処理する場所
- ④ 処理する場所における井戸水等の水源の有無
- ⑤ 処理する方法（埋却の上、覆土と消石灰散布を行うなど）

(根拠)

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

第 16 条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

2 今後、死亡する家畜の処理について

(1) 伝染病が疑われる場合には、家畜の所有者あるいは獣医師が家畜保健衛生所に通報すること。

(2) 災害等の 2 次的な原因で、明らかに伝染病が疑われない場合には、1 に基づき、埋却処理を行なうこと。

3 24 か月齢以上の牛の牛海綿状脳症検査について

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 2 項に基づく検査は、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年農林水産省令第 58 号）第 4 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、検査を除外すること。

具体的には、死亡した牛の運搬、死体の化製処理等が困難であり、検査材料を確保できない場合には、同規則第 4 条第 1 号を、非常災害等により牛の死体が滅失又は既存し、検査材料を確保できない場合には、同規則第 4 条第 2 号を摘要して、検査を除外すること。

なお、牛海綿状脳症対策特別措置法第 6 条第 1 項に基づく死亡した牛の届出については、通常どおり、家畜保健衛生所に届出を行うこと。

（根拠）

- 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）
第 6 条 農林水産省令で定める月齢以上の牛が死亡したときは、当該牛の死体を検案した獣医師（獣医師による検案を受けていない牛の死体については、その所有者）は、家畜伝染病予防法第十三条第一項の規定による届出をする場合その他農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該牛の死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、家畜伝染病予防法第五条第一項の規定により、家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。ただし、地理的条件等により当該検査を行うことが困難である場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
- 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年農林水産省令第 58 号）
第 4 条 法第六条第二項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。
1 死亡した牛の検査を行う施設が存しない離島その他の地域において牛が死亡した場合であって、当該検査を行うことが困難であると都道府県知事が認める場合
2 火災、風水害その他の非常災害又は不慮の事故により牛の死体が滅失し、又は毀損したことにより、当該牛の検査に供する検体を確保できない場合
3 家畜伝染病予防法第二十条第一項の規定により牛の死体の病性鑑定を行ったことにより、当該牛の検査に供する検体を確保できない場合
4 家畜伝染病予防法第三十二条第一項又は第二項の規定により牛の死体の移動、移入若しくは移出が禁止又は制限されていることにより、当該牛の検査に供する検体を確保できない場合